

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	年金からの住民税特別徴収(引落し)に伴う外部結合の内容変更 及び審査システムASPサービスの業務委託について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

- ◇ 第17条第1項第4号（電子計算機の外部結合）

【報告】

- ◇ 第14条第1項（個人情報の電子計算機処理の委託）

（担当部課： 総務部税務課課税調整係）

## 事業の概要

<b>事業名</b>	年金からの住民税特別徴収(引落し)
<b>担当課</b>	総務部税務課
<b>目的</b>	地方税法及び新宿区特別区税条例の規定に基づき、年金からの住民税引落しを実施し、納税の利便性を図るとともに、区における徴収の効率化を図るため。
<b>対象者</b>	住民税の納税義務のある65歳以上の年金受給者。ただし、以下の場合を除く。 (1)年金の年額が、18万円未満である場合。 (2)当該年度の特別徴収額が、年金の年額を超える場合。
<b>事業内容</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象税額（特別徴収する税額） 年金所得に係る住民税の所得割額及び均等割額。（年金以外の所得に係る住民税額は、普通徴収等の方法により徴収する。）</li> <li>2 対象年金 老齢基礎年金、厚生年金、共済年金など。</li> <li>3 特別徴収義務者 特別徴収義務者は、年金給付をする者（以下「年金保険者」という。）とし、徴収した税額を、その徴収した月の翌月の10日までに区に納入する。</li> <li>4 特別徴収に係る通知 年金保険者及び区は、特別徴収を行うにあたって、特別徴収対象税額等の情報について、経由機関（社団法人地方税電子化協議会）を通じて通知する。</li> <li>5 徴収の方法  <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 上半期の年金支給月（4月、6月、8月）ごとに、前年度の下半期の特別徴収額の三分之一を仮徴収する。</li> <li>(2) 下半期の年金支給月（10月、12月、2月）ごとに、年税額から当該年度の上半期の特別徴収額を控除した額の三分之一を本徴収する。</li> <li>(3) 特別徴収を新たに開始する年度は、上半期を普通徴収、下半期を特別徴収により徴収する。</li> </ol> </li> <li>6 年金からの引落とし順位等  <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ①所得税、②介護保険料、③国民健康保険料、④後期高齢者医療保険料、⑤住民税の順で控除する。</li> <li>(2) 年金から(1)の①～④を控除した後の額が、なお住民税額より大きい場合に、住民税の特別徴収を実施する。</li> </ol> </li> </ol> <p>※ 社団法人地方税電子化協議会を経由機関とした外部結合は、平成20年11月11日に開催された平成20年度第5回情報公開・個人情報保護審議会で承認済。</p>

## 件名 年金からの住民税特別徴収(引落し)に伴う外部結合の内容変更について

保有課(担当課)	総務部税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	対象者は、住民税の納税義務のある65歳以上の年金受給者。ただし、年金の年額が18万円未満である場合や当該年度の特別徴収額が年金の年額を超える場合を除く。 情報項目は、付属資料のとおり。(承認時と同じ項目)
結合の相手方	(1) 社団法人 地方税電子化協議会 (承認済) (2) LG-WANのネットワーク内で年金からの住民税特別徴収に係る審査システムASPサービスを運営する事業者
結合する理由	地方税法の改正により平成21年10月より開始される個人住民税の年金からの特別徴収制度導入のため、現在、総務大臣が経路機関として指定した社団法人地方税電子化協議会と直接LG-WAN回線で結合している。ただし、この方法は、小規模団体等を想定した経過措置であり、最終的には、データ及びデータの送受信のチェックを行う審査システムを経由して、地方税電子化協議会が管理運営する地方税ポータルシステム(エルタックス)と接続することとされている。 区では、この移行に当たって、LG-WANのネットワーク内でASP事業者が運用する審査システムの利用を予定しているため、外部結合の相手方に、既に承認済である社団法人地方税電子化協議会に加え、このASP事業者を追加するものである。
結合の形態	LG-WAN回線を使用したデータの送受信
結合の開始時期と期間	平成21年9月以降継続
情報保護対策	電子計算組織の結合にあたっては、「新宿区個人情報保護条例」を厳守し、以下のとおり保護措置を講じる。 (1) 使用するパソコンは伝送専用とする。 (2) 操作者を限定し、パスワードで確認措置を行い適正な操作権限を持っているかチェックを行う。 (3) 「新宿区情報セキュリティ規則」を厳守する。 LG-WANの講じる保護措置は以下のとおりである。 (1) 電子署名の付与 (2) 文書の盗用防止 (3) 受領/否認の確認 (4) 安全な鍵管理

別紙(その他の業務委託等)

◆1. 電子計算機による個人情報の処理委託等(第14条第1項)・・・報告事項

件名 年金からの住民税特別徴収(引落し)に伴う審査システムASPサービスの業務委託について

保有課(担当課)	総務部税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税
委託先	社団法人地方税電子化協議会に登録されている、L G-WANのネットワーク内で年金からの住民税特別徴収に係る審査システムASPサービスを運営する事業者から入札。
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	対象者は、住民税の納税義務のある65歳以上の年金受給者。ただし、年金の年額が18万円未満である場合や当該年度の特別徴収額が年金の年額を超える場合を除く。 情報項目は、付属資料のとおり。(外部結合と同じ項目)
処理させる情報項目の記録媒体	L G-WAN回線等と審査システムASPサービスを利用し、年金からの住民税特別徴収の実施に必要なデータの交換を行う。
委託理由	地方税法の改正により平成21年10月より開始される年金からの住民税特別徴収制度導入のため、現在、総務大臣が経由機関として指定した社団法人地方税電子化協議会と直接L G-WAN回線で結合している。ただし、この方法は、小規模団体等を想定した経過措置であり、最終的には、データ及びデータの送受信のチェックを行う審査システムを経由して、地方税ポータルシステム(エルタックス)と接続することとされている。 この移行に当たり、区が単独で開発・運用を行うより、L G-WANのネットワーク内でASP事業者が運用する審査システムを利用するほうが、導入経費、運用経費とも廉価であり、また開発、運用に要する人的負担も大幅に軽減できるため、ASP事業者に委託するものである。
委託の内容	社団法人地方税電子化協議会の地方税ポータルシステムと情報の送受信を行うために必要な審査システムの運用と保守サポートを委託する。
委託の開始時期及び期限	平成21年9月以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。 2 審査システムには、ファイアウォール等を設置し、適切に設定することにより、セキュリティ対策を施す。 3 契約条項等の遵守の状況を確認するため、必要がある場合は、事情聴取、文書の確認、施設への立入検査等を行う。 4 L G-WANの講じる保護措置 (1) 電子署名の付与 (2) 文書の盗用防止 (3) 受領/否認の確認 (4) 安全な鍵管理

## 付 属 資 料

### 1. 情報項目（外部結合と同じ項目）

#### (1) 特別徴収各種データ

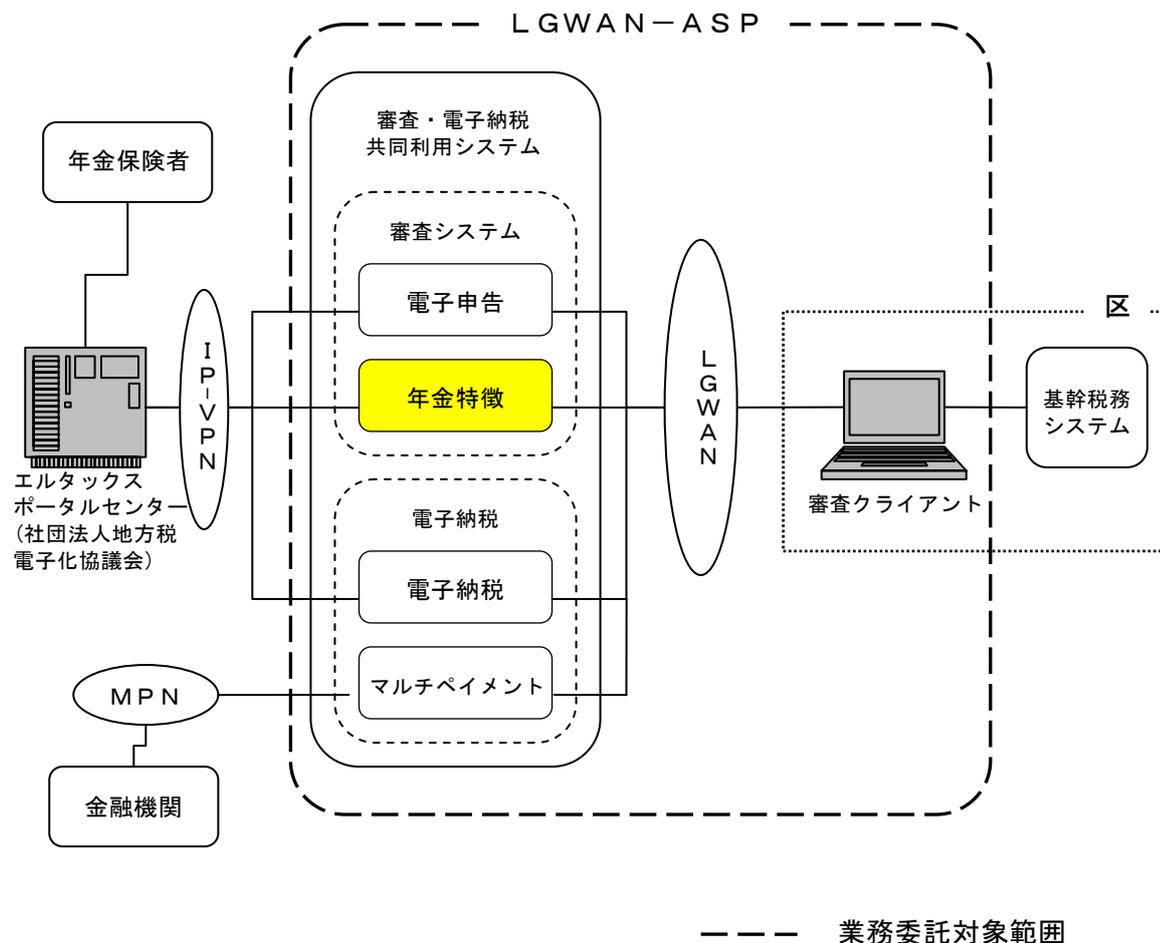
レコード区分、市町村コード、特別徴収義務者コード、通知内容コード、媒体コード、特別徴収制度コード、作成年月日、年金保険者用整理番号1、年金コード、生年月日、性別、カナ氏名、漢字氏名、郵便番号、カナ住所、漢字住所、各種区分、処理結果、各種年月日、各種金額1、各種金額2、各種金額3、年金保険者用整理番号2

※各種金額欄には、年税額及び期割の徴収税額初回分2回目以降分が記録される。

#### (2) 公的年金支払データ

公的年金支払金額、源泉徴収額、本人障害者区分、控除対象配偶者の有無等、扶養親族の数、障害者の数、社会保険料の金額、適用、支払年分

### 2. システム概要図



### 3. 語句説明

(1)eLTAX(エルタックス)

electronic(電子)、Local(地方)、TAX(税)からなる造語。地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムのこと。

(2)LG-WAN(Local Government Wide Area Network = 総合行政ネットワーク)

地方自治体の組織内ネットワークを相互に接続する行政専用ネットワークであり、電子文書交換、電子メール、情報共有及び多様な業務支援システムの共同利用を可能とする電子自治体の基盤。

(3)LGWAN-ASP

LG-WAN を通信基盤として、財団法人地方自治情報センターに登録されているASP事業者が各種サービスなどを提供する仕組み。ASP(Application Service Provider = アプリケーション・サービス・プロバイダ)とは、業務用の応用ソフト等を、ネットワークを通じて顧客に提供する事業者又はサービスのこと。

(4)IP-VPN(Internet Protocol - Virtual Private Network)

インターネット・プロトコル(インターネットの通信規約)を採用した、事業者の通信網上で構築されたユーザー専用の仮想的なプライベートネットワーク。通信事業者が提供する閉域IP網(外部公開されていない通信網)上にネットワークを構築するため、安全性は確保される。

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

## (業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

## (監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

## (従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

## (事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

## (公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

## (損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。